法第743条第1項の規定による大規模償却資産

記載事項の説明

１　納税義務者数に関する調（全国計）

　　本調は、法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定した償却資産に係る固定資産税の納税義務者数を記載した。

２　償却資産の価格等に関する調（全国計）

⑴ 　本調は、法第753条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定した償却資産について記載した。

⑵　「決定価格」、「課税標準額」及び「課税標準額の内訳」は道府県ごとに千円未満の額は四捨五入したものの合計である。

⑶　「課税標準額」の欄には、法第349条の3、法附則第15条、法附則第15条の2、法附則第15条の3、法附則第16条の2、法附則第56条又は法附則第56条の２の規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額、その他の償却資産については法第349条の2に規定する額を合計して記載した。

⑷　「同上内訳」の「市町村分の額」の欄には、「課税標準額」の「合計」のうち「道府県分の額」以外の額を記載し、「道府県分の額」の欄には、法第740条の規定によって道府県が課する部分の課税標準額を記載した。

３　法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるもの

　に関する調（全国計）

⑴　「決定価格」及び「課税標準額」の欄の記載については、2の⑵及び⑶の例によった。

⑵ 　各課税標準の特例規定については、Ⅲ．償却資産の3の⑵から⑸の例によった。